

生涯教育における学習情報提供システムと 図書館の情報ライブラリー化

市 川 昌

(放送教育開発センター)

1. 臨教審答申にみられる情報化政策の特徴

昭和61年4月23日に発表された臨時教育審議会の第2次答申は、21世紀をめざす教育目標として、生涯教育体系を重視し情報化への対応を前面に打ち出している。答申の第2章「情報化への対応のための諸改革」には、情報化教育三原則を明記している。その第一は「社会の情報化に備えた教育の本格的展開」、第二は「すべての教育機関の活性化のための情報手段の潜在力の活用」、第三は「情報化の影を補い、教育の人間化に光をあてる」である。多様な情報手段を活用することによって、教育の活性化を飛躍的に進めるとともに、「情報化」がもたらす影の部分として、マスメディアに代表される情報伝達の一方方向性、画一性と、情報処理能力の未熟さから生じる社会的影響力への対応の必要性をあげている⁽¹⁾。

昭和60年10月に行われたNHK放送文調研調査によると、コンピュータ・ゲームの所有率は11才～12才の男子生徒がピークで74%、次は9才～10才の男子生徒で71%、女子生徒でも11才～12才では45%に達している⁽²⁾。

また東海銀行「すまいとくらしの相談室」が、昭和60年5月に実施した「子ども持ち物調査」でも、コンピュータ・ゲームの所有率は、小学校男子で68.3%、中学校男子で51.7%に達し、やはりブームを裏づけている。

コンピュータ・ゲームは「おもちゃ」の延長であって、高度のソフト制作能力や緻密な論理構成を必要とするコンピュータ・リテラシーに結びつかないという批判もあるが、この傾向はコンピュータそのものである「パソコン・マイコン」熱の向上と結びついている。

同東海銀行調査によると「パソコン・マイコン」の保有率は、男子女子全体(小・

中・高)で9.5%であるが、2年前の昭和58年は2.7%であったから3倍に急増している。最も数字の高い中学校男子では、パソコン保有率が昭和60年が18.2%、2年前は4.4%だったから4倍強に増加している。このように青少年層の興味関心はコンピュータに集中し、確実にメカに強い「情報化人間」に変容しつつあるといえる。

またこの「パソコン」購入動機調査をみると、「将来はコンピュータ時代であり、コンピュータの知識を身につけたかった」という積極的な理由が多い。いま多くの職場は情報化によって大きく転換している。新しい世代を中心に変容する情報環境を踏まえて、臨教審は21世紀をめざす情報化政策として学校教育や社会教育における良質のソフトの開発、蓄積、流通と情報教育を担当する教員養成の必要性、それに学術情報システムの整備と図書館活動の見直しをあげている。この情報化政策の中で教育用ソフトの開発や教員養成の必要性は、これまでも再三提言されてきた項目であるが、「学術情報システム」の整備と「図書館」の見直しはどのように考えたら良いのだろうか。現在技術革新によるニューメディアの動向は、コンピュータ化によるデータベース記録技術の向上とオンライン検索による双方向通信機能の発達におかれており、文化の伝承と創造に欠かせられない資料収集とデータ活用の方法に変革が起りつつあることを予感させられる。「図書館」が活字メディアだけでなく電子技術の導入によって総合的な情報ライブラリー化することが期待される背景には、若い世代のコンピュータへの親近感とともに、技術革新による総合システム化と著作権法を中心とする法的条件の優位性などが潜んでいる。以下今後の情報化政策の中核ともいべき「図書館」の情報ライブラリー化と学術情報システムの動向を理論的に考察してみたい。

2. 生涯教育における学習情報の不足と 教育用データベースの必要性

生涯教育の基本は学習者を一定のカリキュラムの枠内に押し込むことでなく、学習者がそれぞれのニーズに従って多様な選択肢の中から自分に適わしいコースを自主的に選択できることが理想である。

ロナルド・グロスが「生涯学習者」(The Life long Learner, 1977)と名づけたように生涯教育の主な対象者である一般成人は、「自由な学習者」(Free Learner)であって、学校教育の対象と違って「学習する自由」とともに、「何をどう学ぶのか」という選択も本来全く自由である。それだけにこれまで日本の教育が培ってきた一斎教授の伝達のノウハウは、この多様なとらえどころのないしかも分散し

て存在する学習者に無力である。⁽⁴⁾

そこに教育行政や生涯教育機関が、学習情報提供の多様な方法と内容を工夫し、また学習ニーズにあった一人ひとりに適切なカリキュラムを選択させるために助言する相談機能の充実に重点を置くべき理由がある。

東京都教育委員会が実施した「東京都民の生涯学習に関するアンケート調査」(昭和58年)によると学習に対する関心や希望は高くとも適切な学習情報を得られないため、実際に学習希望がかなえられない場合が多いというデータがある。

それによると学習したいと思いながら実現しなかった理由として、「近所に適当な学習の場や機会がなかった」……26%、「必要な情報(学習内容、経費、場所など)が入手できなかった」……12%、などがあり、学習情報の提供を行政に要望する声が多いことがわかる。⁽⁵⁾

また同都民アンケートの結果によると、将来希望する学習分野のうちベスト・スリーをあげると、男性の場合、第1位は「職業上の知識、技能に関するもの」……48%、第2位は「スポーツに関するもの」……44%、第3位は「芸術・芸能・趣味に関するもの」……38%となる。

これが女性になると第1位「芸術、芸能、趣味」……56%、第2位「スポーツに関するもの」……43%、第3位「家政に関するもの」……30%となる。

男性は「職業、仕事上の知識」を、女性は「芸術、芸能、趣味的なもの」がトップであることは、「仕事型」の男性学習ニーズ、「趣味型」の女性学習ニーズというこれまでの予想を裏づけているが、両性とも「スポーツ」が第2位で、「健康管理」や「家庭や地域の見直し」動向が毎年増加していることは注目される傾向で学習情報の要請される分野である。

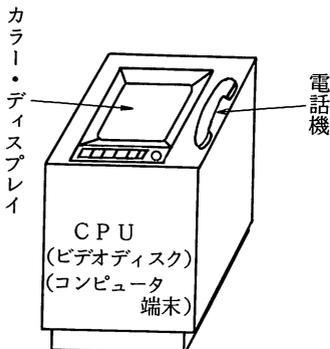
これまで学校教育および社会教育の施設はそれぞれ別個のシステムで存在し、相互関連性が薄く共通のデータベースによる有効なネットワークを殆んど持っていなかった。

都市化現象の展開とともに、幅広い地域に分散して存在する学習者が、学習ニーズが生じたとき、いつでもどこでも可能な限り教育サービスを受けられるためには、広域情報データベースが必要とされている。

この生涯教育におけるデータベースがカバーすべき情報の領域は、学習をするための教育機会を検索する「学習機会情報」、学習するための教材情報である「学習資料情報」、健康や趣味、家族問願や教育問題で適切なアドバイスを求める「学習相談情報」の3分野である。

生涯教育におけるデータベース領域	
学 習 機 会 情 報	教育施設、イベント、講座などの活動予定と応募条件など……施設情報、講師、リーダー・ボランティアなどの人材情報
学 習 資 料 情 報	図書館資料、視聴覚教材、博物館資料などの学習資料情報 (図書目録、展示目録、内容抄録、ファクト(実物)資料など)
学 習 相 談 情 報	健康相談、趣味相談、就職進路相談、学習相談、家族相談など

このようなデータベースは、これまで行政主体が施設管理の効率をあげるためのC.M.I(コンピュータ管理システム)として設置されることが多かった。しかしこれからは学習情報を直接学習者である地域住民に提示し、学習者自身が自分のニーズに従って学習情報を検索できる公開制のオープン・ドアー・システムでなければ意味がない。コンピュータ検索は確かに経費もかかり操作が難しいという難点があるが、青少年層を中心にパソコン、マイコンなど個人用コンピュータが普及していること、企業を中心にO・A革命によって職場に急激にコンピュータが導入されていること、キャプテンや文字放送などの普及で家庭内にも検索機能をもったコンピュータ端末が入りつつあることなどを考えると、今後の広域データベースの情報提供機器として光ファイバー・ネットワークとコンピュータ利用が適当であると推定される。



同時に、この光ファイバー・ネットワークとコンピュータ通信を中核とする教育用データベースを有効に活用するためには、学習者である地域住民が利用しやすいように、従来の官公庁の中だけでなく、すべての教育施設、さらに街角やスーパーマーケット、公園、映画館や劇場などさまざまな場所に端末が設置される必要がある。

左図は商業用に民間で開発されたテレポスト(Telepost)であるが、ビデオディスクと制御用コンピュータ、それに公衆電話を組合せ

た案内用機器である。これなども今後の生涯教育用学習情報提供に役立つ街頭型広報施設として注目される。

これを教育用に使うとなると、ビデオディスクに各地で行われる各種の学習機会情報や、学習資料情報などを記憶させ、学習者が検索して目的とする映像を見ながら学習参加のための応募条件、経費、募集状況などの細目を電話線を使って各施設と相談する形式である。

この場合電話でなく直接オンラインでインプットして、各施設のコンピュータと対話しても良い。ただ街頭などの場合コンピュータ操作が未熟だったり、いたずらや子どものおもちゃ化しないために電話というシンプルな形式をとるのも一方法である。

現在この形式のテレポストは、駅前商店街案内やデパートなどの商品相談に使われて実績をあげているので、生涯教育的利用はそう難しいとは思えない。ただ教育データベースとして公開する場合、案内情報やサービス情報にとどまる場合問題はないが、ファクト（全文、実物）情報の検索ということになると著作権法やプライバシー問題などさまざまな法的条件が生じてくる。

文化庁著作権審議会第七小委員会（ニューメディア及びデータベース関係）分科会は、データベースとして蓄積される情報の著作物性について、著作権法第10条2項によって、「事物の伝達に過ぎない雑報および時事の報道」は著作物ではないとしているため事実事象のインプットは自由だが、表現内容や編集方法に創作性ありと思われるものは注意すべきである。

また著作物や論文も題名、著者名、発行所など書誌的事項は自由だが、抄録の場合はデータベースそのものが著作物として認められるほど創作性のあるものである。キーワードの選定と共に生涯教育学習者のニーズに対応した独創的な編集が望まれる⁽⁶⁾。

いずれにしても情報をコンピュータの記憶装置にインプットする行為は「複製」であるという法的解釈が主流を示めている現状から、複製行為の社会的許容度の範囲が今後のデータベース発展の鍵となると思われる。

3. ニューメディア時代の電子図書館構想への期待

アメリカのニューズウィーク誌の昭和61年5月号では、アメリカの公共図書館が現在音楽のハイファイ録音に使われているコンパクト・ディスク（CD）を情報メモリーとする電子図書館化する方向にあることを報道している。この報道記事によると将来新世代のCD-ROMは、25万ページの文章や写真がカラーで記録で

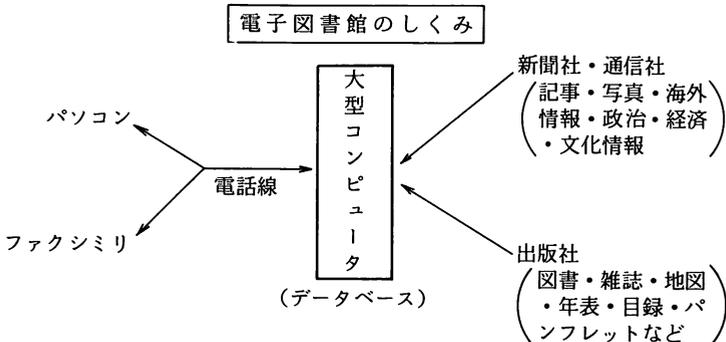
きるといわれ、技術的には図書館が丸ごと数枚のコンパクト・ディスクに収蔵可能となるわけで、従来の図書館のイメージは著しく変わるだろうと予想される。

例えばグロリア・エレクトロニック・パブリッシング社の全20巻のアカデミック・アメリカン百科辞典900万語の内容が、直径12cmのコンパクト・ディスクのわずか五分之一に収まってしまうのである。このCDをコンピュータと接続したCD-ROMプレーヤーに差し込み、再生キーで知りたい項目を検索すると百科辞典のそのテーマに関する全ての項目がオン・ラインでブラウン管に再生される。CD(コンパクト・ディスク)と検索能力をもったコンピュータとのドッキングは、新しい可能性を開きつつある。この電子映像による検索可能な記録化は、CDのみならずVD(ビデオ・ディスク)やレーザー光線による電子ファイル、静止画放送、双方向性検索能力をもったCATVなどでも技術的に可能であり、今後の教育的利用が期待されている。

アメリカ最大の公共ネットワークをもつロスアンゼルス市立図書館は、当初500万冊に及ぶ蔵書の図書目録をカード式管理していたがパンクし、マイクロフィルム読みとり機による自動化を進めたが、これでも検索不能になりつつある。これを現在コンピュータ化しているが、CD化が完成すれば一枚のレコードで全部の目録が記録できるようになる。⁽⁷⁾

日本でも大量情報の自動検索が必要とされる国会図書館、大学図書館、地域図書館の電子記録化が検討されているが、新しい動向として注目したい。

このような中央の大容量情報データベースと端末が設置された教育施設である公民館、映像ライブラリー、学校、さらに一般家庭とが光ファイバーによる専用線で結ばれ、画像相互通信が可能になると現在の情報提供システムの形態は著しく変わってくる。



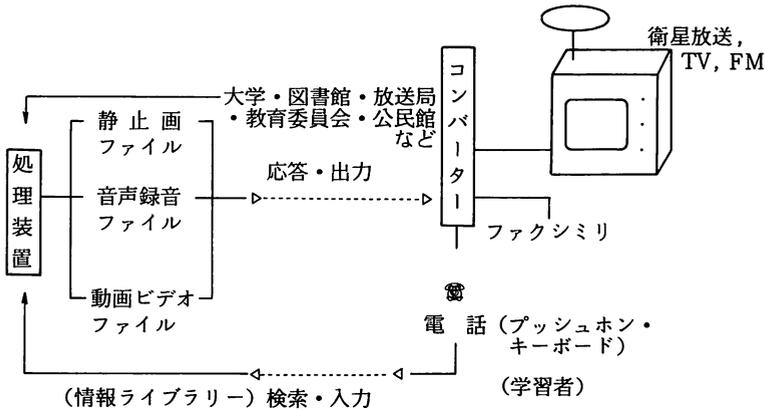
この発想を先どりしたのが最近公表された新聞社、通信社、出版社などの情報企業が合同して開発中の電子図書館 (Electronic Library) である。この電子図書館構想には NTT、朝日、電通、共同、時事など新聞各社と講談社、小学館、集英社、旺文社、学研などの出版各社も参加している。

この試みは活字情報と写真、図式などの映像情報を電子的に記憶しているコンピュータ・データ・ベースをつくり、これを中央図書館の役割りとすれば、端末の利用者としての教育施設や読者の家庭を電話線で直結し、読者のニーズに従っていつでも、どこへでも記事や図書内容、写真などを送り出すことができるシステムである。⁽⁸⁾

読者側のパソコンやファクシミリによって、映像は選択され、双方向フィード・バックが可能であるので教育機会の拡大の意味で大変注目されている。

放送界でもテレビ映像の画面と画面の間隔を利用して情報を送るというテレテキスト (文字放送) が実用化されている。更に衛星放送が実用化されると現在より多くのチャンネルの利用が可能になり、静止画放送や高精細度の画質をもつハイビジョンなどが可能になる。

静止画放送は、放送一波に文字、映像など動かない情報を静止画として記憶し再生するもので、約50種から80種の静止画映像が同時に送出可能であるという。更にCATVとして有線ケーブルを使って双方向通信機能をもつことにより、もっと大容量の情報を同時に選択できるようになる。このような双方向CATVを使っ



今後の画像通信システム

た静止画専門局の構想は、情報データベースの面で注目される動きであり、いわば電子情報の図書館の誕生と考えられる。

4. 図書館の法的優位性と情報ライブラリー化

情報データベース化を進める際、最大の問題は、情報の蓄積、複製、再編集の自由を制限している現行著作権法の規制である。

生涯教育のデータベースは、現行著作権法が学校教育の目的のために法的に著作権を制限している学校施設対象だけに限定できないので、データベースに情報を二次的に蓄積し、複製するためには原作者の許可と相当の経済的負担を覚悟しなければならない。

ところが「図書館」という機能がつくと、図書館法によって情報収集、複製、再編集の自由が、原作者の収益を著しく侵さない限り法的に認められている。データベースはいつ利用するかという利用日時、利用目的など不明確なまま資料として多くの情報を蓄積しなければならない、そのひとつひとつの著作権処理は非常に大変である。大量情報の場合インプットの事前処理は殆んど不可能に近い場合もないとはいえない。

この図書館法における図書館活動としての情報の蓄積、複製の自由は、限定された状況であっても教育用データベース作製にとって、きわめて優利な位置づけである。このような図書館法の規定は、著作権法、著作権法施行令によっても認められ、「図書館」がニューメディア時代のデータベースの拠点として情報ライブラリー化する最も優利な法的条件を備えているといつてよい。

図書館以外の社会教育施設である公民館、視聴覚ライブラリーなどには複製権等同様の法的位置がまだ整備されていない。

現行著作権法によって公正利用のため原作者の権利制限が認められているのは、第30条の「私的利用のための複製」、第31条の「図書館における複製」、第32条の「引用の許可」、第35条の「学校その他の教育機関における授業などにおける複製の場合」である。

「私的利用」の場合は、学習者自身が自分が利用する目的で、自分の複製機器を使って、自分用の一部を複製する場合にのみ認められるケースで、不特定多数が利用することが予想され、複製物を長時間保存する必要のあるデータベースには認められない。

第35条の「学校その他の教育機関による複製」の場合も、教育目的、使用場所、教育対象が極めて限定された学校教育又はそれに準じる施設内の授業もしくはそ

れに準じる行為の場合認められているものであって、生涯教育におけるデータベースの複製業務をあてはめることは難しい。

そのため厳密に言えば生涯教育の施設においては、ひとつひとつの教育情報にあたって著作者の許可および使用料の交渉をしなければならず問題が多い。

このような現行著作権法はコンピュータ時代やビデオ、ファックスなど複製文化による新しい社会変容を予想していないだけに不備も多く、現在は経験的に可能な範囲を弾力的に解釈しながら手さぐりで教育情報活動が行われているのが現状である。

そこで私は現行著作権法第31条の「図書館における複製」の自由規定を拡張し、ニューメディア時代の情報ライブラリーとして、データベース作成の中核とすることを提案したい。この他図書館法は、教育的目的による学習資料の複製を可能にするため多くの救済処置を明文化している。

まず著作権法第31条では「営利を目的としない限り、図書館は利用者の求めに応じて公表された著作物を1人1部につき複製提供すること」が可能である。このことはいわゆる著作物のコピー業務だけでなく、ニューメディア時代のデータベースを想定するとき、学習者のニーズに従って記録保存している学習資料をオンラインで一人一部複製することにも道を開くもので、いわばニューメディア時代の学習方法を画期的に変化させうる条文と評価していい。

また「図書館資料保存の場合と絶版その他一般に入手するに困難な資料を提供するために複製を行うことができる」と著作権法は、図書館に特例をあたえているが、一般に入手することが困難で教育的価値の大きい情報はきわめて多く、これを複製して保存することは、その後の学問研究の発達や教育指導の上でどれほど有益かわからない。

データベース化する際、事前にひとつひとつの収録情報の著作権をクリアしながら、インプットすることは、實際上大変不便を伴う。むしろ著作権処理はいったん情報を複製、蓄積して、利用者がそれを使用するとき、著作物ごとに使用許可を求め、使用料を支払う方が便利であり能率的であり、今後地域情報公社的な第三次セクター方式が考えられる。

この意味でもデータベースは著作権法改正に新しい課題をもたらしている。

図書館法第3条では、図書館業務を単なる活字資料の保存、管理、活用する以外に「郷土資料、美術品、レコード、フィルムなど必要に応じて一般公衆利用に資するため」として、総合的なメディア・ライブラリーとしての発展を考えて業務拡張の余地を法的に位置づけている。

同時に「図書館」のネットワーク化を法的に規定していて、「国立国会図書館、

地方自治体の図書館など他の機関との相互貸借や、読書会、研究会、映写会などの日常活動を行い、時事情報の収集と紹介、学校や博物館、公民館、研究所と緊密に連絡すること」と細かく明文化していることは、地域の情報センターとしての位置づけに法律制定時から明確なビジョンを持っていたと評価される。現在の政治状況の中で法律はいったん制定されると改変、改正はきわめて難しく多くの時間を要するだけに、他の社会教育機関関連の法的条件に比較して「図書館」の優位性はやはり抜きんでいるといつてよい。

もちろんこれらの条文はニューメディア時代を予測したものでなく、欧米の図書館法から影響された戦後民主主義の所産であるが、今日のデータベース問題を解決する大きな特権であることは間違いない。

もちろん「図書館」「ライブラリー」という名前さえつければこのようなデータベース的機能が可能になるのではなく、著作権法施行令で著作物の複製を認める施設を限定している。

複製権の認められるのは、「①地方公共団体又は日本赤十字及び民法第34条の公益法人が設置するもの」「②学校教育法第1条の大学又は高等専門学校に設置されたもの」「③大学等における教育に類した教育機関で、学校教育法以外の法律で規定された図書館のうち文化庁長官の指定した施設に限る」「④図書、記録、その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理、保存して一般公衆の利用に供する施設で法令の認めたもの」「⑤学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令によって設置され、その保存資料を一般に供する施設」という5条件のいずれかを満たした場合である。このうち①②③は学校教育及びこれに準じた施設に付属する図書館で、④⑤は社会教育施設で市民サービスを業務とするところである。

生涯教育におけるデータベースでも学習機会情報などのように学習機会を提供してくれる施設、件名、日時、応募条件などの案内や人名目録、図書目録、映像資料目録などのような著作権に関係のない客観データと、学習資料情報や学習相談情報でも全くオリジナルに登録したものや関連著作物でも書誌の事項で十分な情報については複製権や翻案権、出所明示、人格権、目的外使用など著作権法に関係するさまざまな問題を考慮する必要はない。

問題は学習者が直接その活字情報や映像情報をオンラインで受けとり、学習の教材化する学習資料情報の場合である。今後発展が予想されるニューメディアによる自宅からパソコンやファクシミリによる検索、CATVや静止画放送のように双方向通信による学習の場合など、これからのデータベースの一番重要な部分をしめると思われるファクト（全文・実物）情報をどのように収集し、複製して保

存し、キーワードをつけて検索可能な形式にするかが問題である。今後機械系のインプットする技術的条件は技術革新によって益々容易になり、青少年はもちろんこれからは婦人や高齢者でも自由に操作できるようになると予想される。反対に法的条件は依然厳しく、例えばデータベースをつくるために伝統的な文化財としての文学作品や研究論文、科学データ、写真、イラスト、ビデオ映像、コンピュータ・グラフィクス、統計などをインプットすることは、著作権処理をきちんと済ませないと法的には「引用」と認められない。

いつ誰が、どんな形で利用するかわからないデータベースでは、情報をインプット前に使用額を推定するのは困難であり、全文買いとりということになると公共機関でも私的機関でも経済的に不可能である。

日本は「情報化」政策をとりながら、ハードの技術開発には熱心だが、ソフトのデータベースへの国家補助は殆んどないに等しく、電気機械輸出国だが、情報についてはアメリカ依存輸入国である。

アメリカでは過去20年間にわたり化学、医学、教育などのデータベース構築に毎年100億円を越える政府助成が行われてきた。

現在日本のデータベース利用状況は科学技術庁調査によると81%が外国製ソフト、残りの19%が日本製ソフトで、80%以上を海外依存している現状である。

このような日本の政治的貧困をうれいてもしかたがないが、これからは著作権法上のニューメディア対応部分の改正を進め、アメリカの情報自由法(FOIA)のような法システムにより著作権法制的の考え方も学習者としての利用者本位に考えて欲しいものである。

同時に生涯教育推進のためデータベース構築への政府補助をこれからでも遅くないので、ぜひ実現して欲しい。それとともにデータベース構築の場合現行法体制のもとでは、「図書館」の機能を拡張し、これまでの図書館というイメージではない総合的なメディア・センターとしての情報ライブラリー化することが最も得策だと思われる。

教育用データベースといえども、ソフト制作にはかなりの経費と時間がかかるものであるから、単独で全ての図書館が情報収集をするというよりネットワークをつくるのが望ましく、中核には複製権の認められている「地方公共団体の設置する図書館」「学校教育法に規定される大学および高等専門学校」「図書、記録、その他の著作物の収集、公表する施設で法令の認めたもの」などのセンター方式が法的には有効であると考えられる。

私が「情報ライブラリー化」という名で、この「図書館」をセンターとするデータベースを考えているのは、「図書館」の機能を拡大し、これまでの活字文化の

イメージを脱却しないと、マルチメディア状況に対応できないからである。

情報ライブラリー化による21世紀の生涯教育発展のためのデータベース形式には、法的にも、又情報蓄積量からいっても、「図書館」を中心とするのが最も現段階では適当であると提言したいのはこの為である。

またアメリカ、西ドイツ、スウェーデンなど西欧諸国の著作権法で認めつつある公益上有効とみられる場合考慮される「公正利用」(Fair Use)の範囲拡大の方向を、日本でも考慮しデータベース化にあたっては法的解釈の弾力化を要望したい。

一方「公正利用」を学習者サイドから主張するには、利用者側も法的に必要な著作権手続きや知的所有権に対するコスト負担を惜しんではならない。まして青少年のコンピュータ・マニアの一部にみられるハッカーのように盗聴、無断使用、プライバシー侵入などは社会の法的秩序を混乱させるものである。「何が公正利用」で「何が著作権侵害」となるのか、小・中学校段階の学校教育における情報処理学習で正しい法教育が必要である。

最近新設の久留米大学法学部に、ニューメディア時代の著作権解釈を研究するソフト保護講座が設置されることが決定したが、望ましい方向だと思う。

5. 情報拠点としての公共図書館の役割

昭和29年に全国図書館協会は運営の基本として「図書館の自由に関する宣言」を採択した。この宣言は昭和54年に改訂され、現在も図書館運営の基本精神となっている。この四大方針とは、その第一が「図書館は資料収集の自由を有する」、第二は「図書館は資料提供の自由を有する」、第三は「図書館は利用者の秘密を守る」、第四は「図書館はすべての検閲に反対する」であり、あくまで憲法で保証されている国民の言論思想の自由を守る機関であることを内外に表明したものである。

公共図書館を中心にデータベースを推進し、情報ライブラリー化していく中で、どうしても忘れてはならないのが、コンピュータでインプットされる情報が国民の基本的人権である言論思想の自由や表現の自由を犯したり、プライバシーを侵害するものであってはならないということである。戦前には図書館の閲覧券をもとに思想調査を警察や特高、憲法が行っていたという暗い歴史もあった。戦後の図書館関係者がこの利用者のプライバシーを守り、全ての検閲に反対するという言論、思想の自由を大切にしたのは当然で、昭和25年に成立した「図書館法」もこの精神を強く受け継いでいる。ニューメディア時代の「図書館」が、技術革新

の成果としてのコンピュータ化を導入しても、この四大方針はぜひ大切にして欲しいと念じている。

現在教育情報データベースとして活動している全国大学共同機構としての学術情報センター、国立教育研究所附属図書館、岐阜大学附属教育カリキュラム開発センター、筑波大学、大阪大学などの附属図書館などにつくられた学術情報データベースがいずれも「図書館」を母胎としていることは偶然とはいえない。

情報機関としての伝統と莫大な情報量、それに法的条件の優位性である。現在はこのような学術情報が一部の大学研究者、学生にのみ利用されているが、将来どれだけ公共サービスとして利用者の幅を上げられるかが注目される場所である。このような「図書館」を中核としたコンピュータ・ネットワークを具体化しつつあるのが郵政省のテレピア計画のなかでの研究学園都市型のネットワーク・プランである。

例えば島根県松江市の教育ネットワーク・システム、石川県金沢市のコミュニティ・カルチャー・プラン、宮城県仙台市の学術文化ネットワーク・システムなどは、いずれも情報中核に地方自治体の県や市などの公立図書館や地域の大学附属図書館、大学公開講座、附属博物館活動などを据えている。蓄積情報量の大きさとともに、著作権法を中心とする現行法制の法的条件からみても賢明な選択といえる。

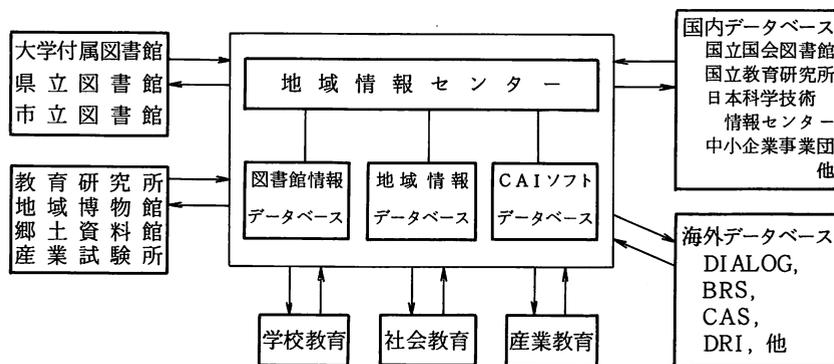
これらの公立図書館や大学附属図書館、附属博物館のデータベースが、地域に分散する在宅の生涯学習者にオンラインで公的サービスをするためには、有線放送法によってデータ通信が可能な地域CATV放送局や、臨教審答申で今後の広域生涯教育放送機関として全国ネット化が期待されている「放送大学」、各地域に発展しつつある「INS」などとの結びつきが重要なファクターと考えられる。

このようにみていくと「図書館」という表現は、どうもこれまでの活字メディアである図書の整理、貸出しというイメージが強過ぎて新しいニューメディア時代の学習情報提供機関として適当でないような気がする。

そこで生涯教育機関の「情報ライブラリー化」という方向性を提唱したのは、メディア・ライブラリーとして地域情報データベースのシステム化を進め、法的条件を整備するためのひとつの方策である。

この「情報ライブラリー化」の一例として島根県松江市の教育ネットワーク計画をもとに、モデル案を構想すると、下図のように地域情報センターの中核に自治体や大学の図書館を置き、これに国内外のデータベースを結びつけたシステム構造となる。

情報ライブラリー化構想のモデル案



6. おわりに

学習情報提供の重要性は、何人にも異論はないと思われるが、具体的な提言となると技術革新の動向が日進月歩で進歩するため不明確なことから、データベース作成の法的条件の整備、特に著作権法による制限事項をどのように解釈しながら公正利用 (Fair Use) を進めるべきかがわからないため誠に困難な状況である。

これまで著作権法の改正問題は著作者の権利擁護を第一にして、利用者である学習者の公正利用の範囲などについて検討されることが少なかった。ニューメディア時代における複製文化にどう対していくか不透明な時代の中で、明日の学習情報のあり方を模索するのは冒険に過ぎるかも知れない。しかし現実問題として学習情報提供の有力媒体として、コンピュータ・ネットワークによる双方向通信が要請されている以上、この隘路を拓いていく一筋の道が「図書館」の情報ライブラリー化だと思える。ニューメディア時代の学習情報システムの整備は、技術的にも法的にもこれから始まる新しい課題であり、そのひとつのステップとして問題提起をしたい。

なお、この研究は、昭和60年11月日本生涯教育学会で「生涯教育における情報ライブラリー化と情報処理学習の法的条件」として発表したものを加筆発展させたものである。

〔注〕

- (1) 臨時教育審議会「教育改革に関する第2次答申」総理府，昭和61年4月23日
- (2) NHK放送文化調査研究所「子どもの遊び文化調査」昭和60年10月
- (3) 東海銀行すまいとくらしの相談室「現代っ子の持物と貯蓄」昭和60年5月
- (4) 市川昭午，天野郁夫編「生涯学習の時代」有斐閣，昭和57年11月，p202～p206
- (5) 東京都教育委員会「東京都民の生涯学習に関するアンケート調査報告」東京都教育庁，昭和59年10月
- (6) 文化庁著作権審議会第7小委員会データベース分科会審議中間報告，昭和59年12月
- (7) ニューズウィーク誌「A Library on a Disk」昭和61年5月号
- (8) 朝日新聞記事「電子図書館研究会発足」昭和60年10月22日
- (9) 名和小太郎「情報社会の作法」時事通信社，昭和60年10月
- (10) 菊地誠，猪瀬博「情報科学と人間」NHK市民大学テキスト，昭和60年4月
- (11) 市川昌「生涯教育における情報ライブラリー化」日本生涯教育学会，昭和60年11月発表資料